

第1章 職業訓練基準の見直し

第1節 職業訓練基準の改正

1-1 職業訓練基準に関する法律及び省令

(1) 職業訓練の基準は、職業能力開発促進法及び職業能力開発促進法施行規則、同施行規則別表第2～第7に基づき定められている。ただし、各自治体が行う職業訓練については、地域ニーズ等を勘案し、弾力的に実施できることとしている。

別表第2は、主要な産業分野に関する普通課程の訓練科を実施するにあたっての標準的な内容を示すとともに訓練を実施する際の最低限の内容を示している。別表第2で定める訓練時間は、総訓練時間の約6割であり、残り4割の時間については、地域ニーズや産業ニーズ等を勘案し、訓練実施者が自由に教科等の設定ができるようになっている。また、1年（1,400時間）では実施が困難な場合には2年（2,800時間）の訓練として実施することができる。訓練科の名称も、修了書等の証明書類の交付においては別表で定める訓練科名を使用する必要があるが、これ以外、例えば募集等においては任意の訓練科名（愛称）を使用することができる。さらに、別表に基づく訓練を実施し、かつ技能照査に合格することで技能士補が付与される。

職業能力開発促進法第19条の要旨

職業訓練の基準は厚生労働省令で定める。ただし、都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設については、厚生労働省令を標準又は参酌し、各自治体が定める条例に従って行う。

職業能力開発促進法施行規則第10条～15条の要旨

厚生労働省令として以下の訓練基準について定める。

- ① 訓練生の対象者 ②教科 ③訓練の実施方法 ④訓練期間・時間
⑤設備 ⑥訓練生の数 ⑦職業訓練指導員 ⑧試験の実施

(2) **表1-1**は職業能力開発促進法にもとづく職業訓練の種類と概要である。大きくは普通職業訓練と高度職業訓練に分けられる。実施主体は①都道府県、②認定職業訓練を行う企業、法人、③国（高齢・障害・求職者雇用支援機構）である。このうち普通職業訓練は、各都道府県及び認定の職業訓練校において実施されている。その数は、短期課程まで含めると全国で膨大な数となる。そのため、①の職業訓練については各都道府県が職業訓練の実施に係る条例を策定し自治体がこ

れに従って実施できることとなっている。国が示す職業訓練基準は、都道府県が条例を策定する際の標準となるものであると同時に訓練の核をなすものであり不断の見直しが求められている。

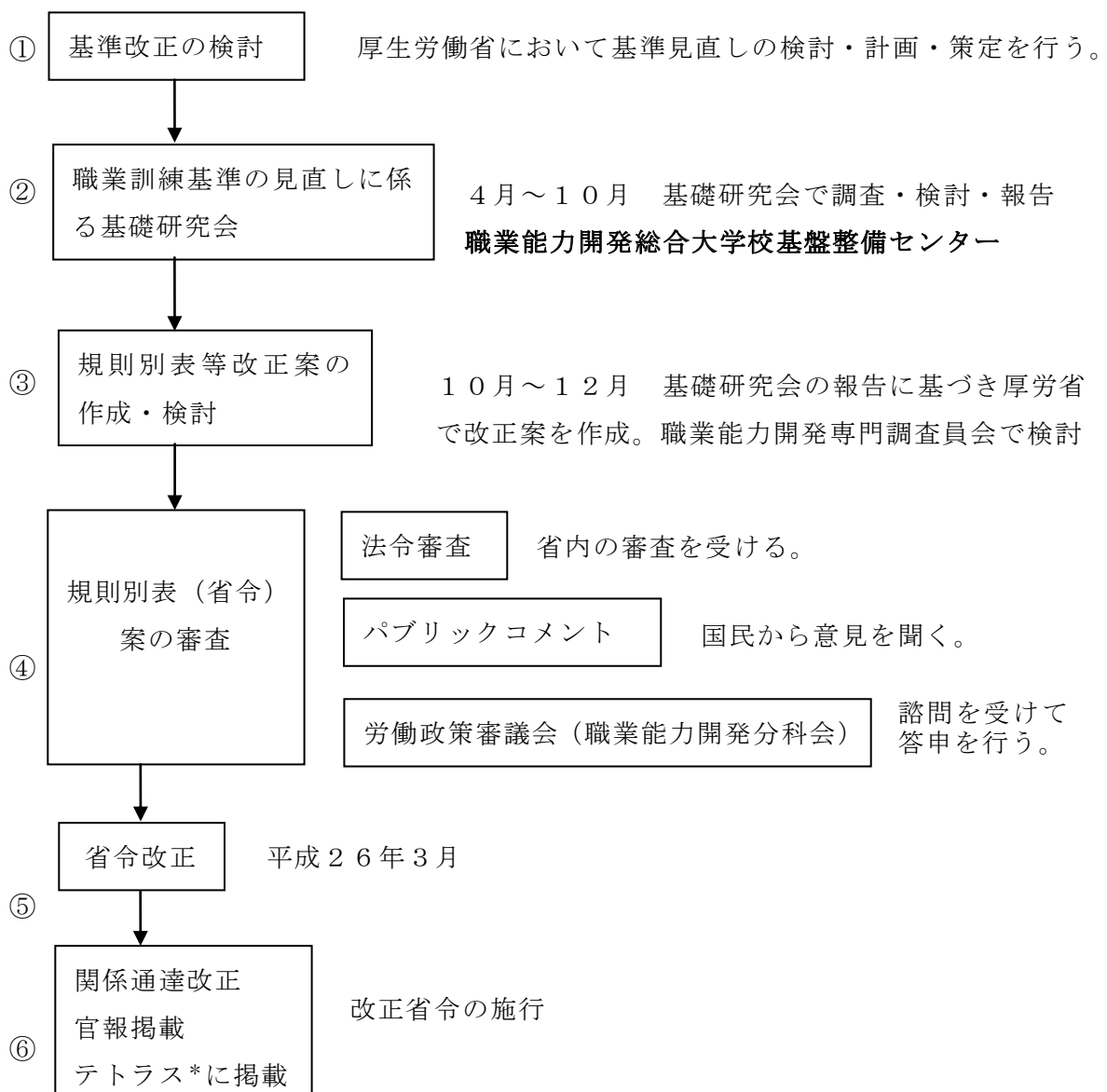
表 1 - 1 職業訓練の種類と概要

職業訓練の種類	訓練課程	訓練の概要	訓練期間及び総訓練時間
普通職業訓練	普通課程	中学校卒業後または高等学校卒業後等に対して、将来多様な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	高等学校卒業後等 1 年 総訓練時間 1,400 時間以上 中学校卒業後等 2 年 総訓練時間 2,800 時間以上 1 年につき概ね 1,400 時間
	短期課程	在職労働者、離転職者等に対して、職業に必要な技能（高度の技能を除く）・知識を習得させるための短期間の課程	6 月（訓練の対象となる技能等によっては 1 年）以下 総訓練時間 12 時間以上（管理監督者コースにあっては、10 時間以上）
高度職業訓練	専門課程	高等学校卒業後等に対して、将来職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	高等学校卒業後等 2 年 総訓練時間 2,800 時間以上 1 年につき概ね 1,400 時間
	応用課程	専門課程修了者に対して、将来職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を有する労働者となるために必要な技能・知識を習得させるための長期間の課程	専門課程修了者等 2 年 総訓練時間 2,800 時間以上 1 年につき概ね 1,400 時間
	専門短期課程	在職労働者等に対して、職業に必要な高度の技能・知識を習得させるための短期間の課程	6 月（訓練の対象となる技能等によっては 1 年）以下 総訓練時間 12 時間以上
	応用短期課程	在職労働者等に対して、職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための短期間の課程	1 年以下 総訓練時間 60 時間以上

1 - 2 職業訓練基準改正の流れ

厚生労働省設置法第 9 条の規定では、法律または省令改正等の重要事項については「労働政策審議会」において審議することが定められている。一方、厚生労働省は、職業訓練基準の省令改正にあたっては、「労働政策審議会」で審議する際に事前の調査が必要なことから厚生労働省職業能力開発局の下に「職業能力開発専門調査員会（専

門調査員会)」を設置することとしている。また、職業能力開発総合大学校（職業大）の基盤整備センターでは、厚生労働省の求めに応じ訓練基準の見直しに関連した諸々の調査研究を行うとともに「訓練基準の見直し提案」に関する報告書を専門調査員会に提出することとしている。そのため、基盤整備センターに「職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究会（以下 基礎研究会）」を立ち上げ訓練基準の見直しについて検討を行ってきたところである。その後、基礎研究会による報告書等を参考に専門調査員会で審議が行われ訓練基準の改正案が作成されたところである。この改正案は労働政策審議会での審議を経て平成26年3月をもって省令改正の運びとなる。以下、基準改正までの流れを示す。



*テトラス：職業能力開発ステーションサポートシステム（TETRAS）の略称
（職業能力開発総合大学校のホームページに掲載）